

大飯原発運転差し止めの判決を真摯に受け止め、 全ての原発の再稼働を中止せよ

2014年5月22日
全国保険医団体連合会
公害環境対策部長 野本 哲夫

関西電力大飯原発3号機と4号機の安全性をめぐる裁判で、福井地裁は5月21日、関西電力に運転再開の差し止めを命じる判決を言い渡した。福島第一原発事故の教訓をふまえ、住民の安全を最優先する画期的な判決である。

判決は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである」と述べ、憲法上の権利である人格権を保障する立場から再稼働を認めない判断を下した。

また、福島第一原発事故により原発の危険性及びそのもたらす被害の大きさが明らかになったと述べ、原発の持つ本質的な危険性に言及。その上で、大飯原発について、原子炉冷却機能や放射性物質を敷地内に閉じ込める機能などに重大な欠陥があると認定。大飯原発から250キロ圏内の住民は運転によって人格権が侵害される危険性があると指摘している。

電力会社は、国の基準に基づいて原発の周辺で起こる可能性のある地震の揺れの強さを想定して「基準地震動」を定めている。判決は、この10年足らずの間に「基準地震動」を超える揺れが5回観測されているとして、「大飯原発に基準地震動を超える揺れの地震が来ないというのは、根拠のない楽観的な見通しに過ぎない」と指摘、関電の被害想定や地震対策を厳しく批判している。

政府は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、再稼働を積極的に進めようとしているが、原発の運転再開が住民の人格権を侵害するとした今回の判決を真摯に受け止め、全ての原発の再稼働を中止すべきである。